

地域計画

策定年月日	令和7年3月18日
更新年月日	()
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	今堀 (今堀町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	24.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 芝原土地改良計画地は除く	24.7 ha
② 田の面積	23.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	7.4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	6.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	6.7 ha
(備考) 遊休農地、不耕作地等の面積 3ha	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当集落の農業者(個人)6名の構成は80歳以上3人、75歳以上2名、65歳以下1名。作付けは米作主体。1農家が「直売所」に野菜類を出荷している。数年前まで営農倉庫がありましたが長期間使われずに雨漏り等老朽化し取壊した。農業機械の共同購入、利用の実態はない。平成17年頃、未来が丘団地が造成され195戸の住宅が建てられています。以降、第2期分譲地を計画し、開発業者が農地・雑種地等を先行購入されている。これ等の土地が団地西側に委託農地、不耕作地として広がっており、面積1.27haある。別に集落芝原街道沿いに1.11haの委託農地あり。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当集落では、集団的な取組みが出来る状況にはない。農地を所有する農家は、町内に28軒あるが22軒が耕作委託している。家庭菜園程度規模。委託先は、町外の〇〇〇、〇〇〇の2軒。町内で受託できる農家はない。過去二十数年状況は変わらず。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地の集約、集積化が出来る状況にはなく、集落で農地を守る組織・事業体は無く個々農家の対応となっている。よって遊休農地、自己保全農地が増えているが、現状、農家6軒とも高齢で対応する余力もない。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	27	%	将来の目標とする集積率 23 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
7年前、芝原町より申し出があり、国営土地改良事業の取組みを致しましたが今堀町での同意がまとまらず断念した経緯がある。大規模農地の事業は無理としても30～50アール規格で飛地になっても農地を集約出来ないか検討をしていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
集約については、旧来の未整備農地、町外からの入作者も多く困難。それにも増して米作している農家は集落で6軒しかなく、高齢で維持経費ばかり増え数年先には廃農止む無しの実情。町内で農地を受託する農家も無い。

(2)農地中間管理機構の活用方法
今日まで、個々の農家が農地中間管理機構等、農業委員会に受託先ないか相談されても進展なし。土地改良事業が出来ていない旧来の圃場では無理と思われる。農地の集約化は入作者、農地偏在、耕作、水利の利便から進まず。

(3)基盤整備事業への取組
7年前に、芝原町から土地改良事業の取組みについて声をかけて頂きましたが進展せず。町内には芝原町、蛇溝町の入作面積も多く、大型住宅団地もある。第2期開発用地として収得している農地もあり、集落を囲んで農地が分断しており大規模規格が困難な集落となっている。仮に整備が出来たとしても後継者が無いのが実状である。個々の農家で畦畔を撤去し拡大しているのが現状。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組
新規就農者は数十年無し。特記すべき事項なし。 既存の町内耕作農業者は50a～120aの小規模農家6軒。 農地を耕作委託している農家は21軒あり。 受託農家は入作している町外の認定農業者。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
必要に応じて利用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 14 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者		米	0.8 ha	0 ha		未定 ha	0 ha		
利用者		米	0.9 ha	0 ha		未定 ha	0 ha		
利用者		米	0.7 ha	0 ha		0.7 ha	0 ha		
利用者		米・野菜	0.7 ha	0 ha	米・野菜	0.7 ha	0 ha		
利用者		米	0.8 ha	0 ha	米	0.6 ha	0 ha		
利用者		米	1.1 ha	0 ha	米	1.5 ha	0 ha		
利用者		米・野菜	0.9 ha	0 ha	米・野菜	0.9 ha	0 ha		
認農		米・野菜	3.3 ha	0 ha	米・野菜	3.3 ha	0 ha		
認農		米・小麦	2.4 ha	0 ha	米・小麦	1.6 ha	0 ha		
認農		米・他	0.9 ha	0 ha	米・他	0.9 ha	0 ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
その他			ha	ha		ha	ha		
計	10経営体		12.5 ha	0 ha		10.2 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
	実態なし	各種作業別の受託は無し	

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。